

「西和賀町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の概要
 （環境省「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）に沿って策定）

○計画策定の趣旨（P11～）
趣旨：法に定められた義務として、従前の計画をもとに改めて策定するもの。資源循環の推進、3Rの取り組みを図るなど、ごみの適正な処理を通じて資源循環型社会を確立するための、町における基本計画として策定。
根拠：廃棄物処理法第6条

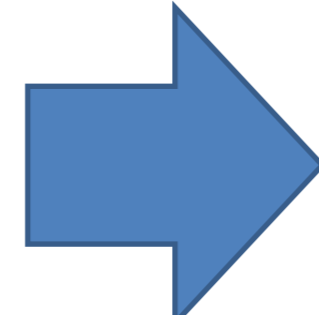
○ごみ処理の現状と課題（P15～）
沿革：平成17年11月の西和賀町誕生以来、「沢内清掃センター」を拠点に、業者委託による生活系一般廃棄物、許可業者による事業系一般廃棄物の処理を進めています。また県のごみ処理広域化計画に基づき平成14年11月に「岩手中部広域行政組合」を本町、北上市、花巻市、遠野市の4市町で設立、平成27年10月から可燃ごみの広域処理を開始しています。

これまでの取り組み：（P17）
 ①啓発事業：町ホームページ、広報紙、ひかり放送、チラシなど
 ②ごみの分別講習会の実施：ごみ減量や分別などの環境学習会を随時開催
 ③資源集団回収事業：住民の資源化意識の高揚を図るため、子ども会やPTA、女性団体等に対し、資源ごみの回収量に応じて奨励金を交付
 ④ごみ減量化物品の購入あっせん：西和賀町公衆衛生組合連合会を通じて、紙ひもや生ごみ処理容器・分解促進材など、ごみ減量化グッズの購入をあっせん

現状：（P18～）
 ごみ総排出量は人口減少に応じて減少傾向。一人一日当たりの排出量は若干増加傾向、リサイクル率も緩やかに低下傾向ではあるが、全国平均や県平均の目標指標を達成している。

課題：（P26～）
 ①資源循環意識の啓発：ごみの排出側への幅広い意識啓発を継続し、ごみ減量とリサイクルを推進
 ②分別区分・排出方法の見直し：ごみの正しい出し方の徹底により分別精度の向上を図る
 ③リサイクル率の向上：減量化と資源ごみ分別徹底を進め、リサイクル率を上昇傾向に向ける
 ④ごみ処理の有料化、⑤ごみ処理の広域化：岩手中部広域行政組合及び構成市町で協議・意見交換を行い対応を検討

前計画の達成状況（P26～）
主な指標：
 ①減量化率
 目標 16%
 H29実績 2.7%
 ②リサイクル率
 目標 27%
 H29実績 21.6%
 ③最終処分率
 目標 12%
 H29実績 6%
 ④事業系ごみ
 目標 536 t
 H29実績 588 t



結果：
 目標達成は「最終処分率」のみ。その他は前計画策定時からほぼ横ばい
 ⇒ **目標と実績に大きな差がある**
 東日本大震災など、ごみをとるまく環境も変化
 ⇒ **より実態に即した現実的な目標を設定**

○「3R」を基本とした資源循環型社会確立に向けて
 3R：リデュース（発生抑制） リユース（再使用） リサイクル（再資源化）

【基本方針】（P30～）
 従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式を改め、住民一人ひとりのごみに対する意識改革を行い、環境負荷の少ない「資源循環型社会」の確立を目指すため、いっそうのごみ減量、資源化向上を推進。

○「柱」となる3方針
＜基本方針1 量を減らそう＞
 ごみを排出する町民や事業者がそれぞれの立場で廃棄物に対する理解を含め、排出抑制の必要性を認識することが大切。「3R」を重視した生活・事業様式への転換を目指し、町民と事業者、町が各々の役割に取り組み、ごみになるものの削減を目指す。
＜基本方針2 正しく出そう＞
 ごみの処理を適正に行い環境への負荷を軽減。分別のルール徹底を周知するとともに、処理の効率化と利便性向上を目指す。
＜基本方針3 リサイクルを進めよう＞
 町民、事業者、町の協働で資源化への意識啓発を行い、リサイクルの更なる推進、資源循環型社会の確立を目指す。

○目標とする指標
 ①町民一人一日当たりのごみ排出量（P31～） H29：786g ⇒ H35：728g
 ②事業系ごみ排出量 H29：588t ⇒ H35：559t
 ③リサイクル率 H29：21.6% ⇒ H35：24.1%
 ④最終処分量 H29：99t ⇒ H35：94t

【資源循環型社会の確立に向けた施策】（P35～）
 ①分別の精度向上
 「混ぜればごみ、分ければ資源」をキーワードに排出段階での分別を周知、可燃・不燃ごみに含まれる資源物の分別を徹底
 ②住民、事業者への意識啓発
 町民へのごみ収集カレンダー・ごみ百科の配布、事業者への情報提供と協力依頼
 ③広報紙、ホームページによる情報発信
 ごみの分別、収集日程の情報を掲載するほか、「マイバッグ運動」「3010運動」等、ごみ減量につながる情報を提供
 ④分別品目拡大の検討
 現在は分別収集品目としていない「布類」「使用済み小型家電製品」等の排出方法や収集体制、再資源化の方法等を検討
【意識啓発と活動支援の施策】
 ①住民、事業者への活動支援
 町公衆衛生組合連合会と連携してごみ減量資材のあっせん継続、資源回収団体奨励金制度などを広く住民・事業者にも周知し、普及を促す
 ②環境学習の推進
 幅広い世代を対象とした学習会や各種団体・事業所などを対象とした分別講習会、クリーンセンター見学会等を開催
 ③協働による推進
 再資源化に関する情報提供や、各地域で取り組んでいる減量化・再資源化の活動支援を行いながら、町民、事業者、町の協働でリサイクルの推進、資源循環型社会確立を図る

【ごみの適正処理を推進する施策】（P37～）
 ①目標
 従来の収集・運搬体制を基本とし、住民サービス、労働環境、地域環境・生活衛生の向上・保全を図る。
 ②区域
 行政区域全域を計画収集区域とする。
 ③形態
 現行体制を基本としながら、資源ごみの一時貯留場所の整備や管理等、収集の効率化を検討。
 ④方法
 委託による生活系一般廃棄物の処理、許可業者による事業系一般廃棄物の処理を継続。新たに分別収集が必要となった場合は随時追加や統合を検討。
 ⑤災害廃棄物対策
 防災担当課と連携して災害廃棄物処理計画を策定。
 ⑥不法投棄防止対策
 町公衆衛生組合連合会、花巻保健福祉環境センター、警察等関係機関との連携により監視を継続、看板・監視カメラを設置し不法投棄の未然防止や早期発見に努めるほか、広報紙や町ホームページ等で意識啓発を行い、不法投棄を許さない環境を整備。

